

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

企業価値の継続的な向上を実現させていくため、「経営の透明性(Visibility)」を維持し、「ステークホルダーへの説明責任(Accountability)」を確実に果たしていくコーポレート・ガバナンス(企業統治)の構築が必要であると考えています。厳しい経営環境の下では、競争力のある経営体制が不可欠であり、事業を熟知し経営に精通した人材を取締役に選任しています。ANA グループ運営の基本となる案件は、代表取締役社長が議長を務め、常勤取締役、常勤監査役ほかをメンバーとする「グループ経営戦略会議」で審議し、意思決定を行っています。また、会社法上の取締役会に諮る必要のある重要案件については取締役会で最終的な意思決定を行っています。また、各部門には経験豊かで高い専門性を有する人材を執行役員として配置し、部門運営についての権限委譲を行い、機能的で効果的な業務執行を行っています。当社は、監査役制度を採用しており、取締役会と監査役により、取締役の職務執行の監督及び監査を行っております。さらに、社外取締役の選任を始めとする取締役会の監督機能の強化、常勤の社外監査役の選任などによる監査役の監査機能の強化を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
名古屋鉄道株式会社	71,982,278	2.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	56,730,308	2.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	41,597,000	1.65
東京海上日動火災保険株式会社	40,397,158	1.60
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS	31,942,500	1.27
全日空社員持株会	31,561,464	1.25
三井住友海上火災保険株式会社	30,770,000	1.22
日本生命保険相互会社	30,681,000	1.22
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	28,547,176	1.13
株式会社三井住友銀行	26,820,800	1.06

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、大阪 第一部
決算期	3 月
業種	空運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

支配株主や親会社、上場子会社など、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
木村 操	他の会社の出身者				○				○	
森 詳介	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
木村 操	○	当該取締役を独立役員に指定している。 当該取締役は名古屋鉄道(株)の相談役であり、当社と当社との間には航空券販売の受委託に関する取引等がある。	<社外取締役選任理由> 運輸業界における経営者としての経験と幅広い識見を活かして、第三者的な立場から当社経営に適切な助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断し、社外取締役として選任している。 <独立役員指定理由> 当該取締役は名古屋鉄道株式会社の相談役を兼務しており、同社は当社の実質筆頭株主ではあるが主要株主ではなく、その保有比率は5%未満である。また、同社と当社の間には航空券販売の受委託に関する取引等があるが、当社を主要な取引先としていない為、一般株主と利益相反が生じることは無いと認識している。
森 詳介	○	当該取締役を独立役員に指定している。 当該取締役は関西電力(株)の代表取締役会長である。また、当社と当社との間には重要な取引はない。	<社外取締役選任理由> 公共性の高い事業における経営者としての経験と幅広い識見を活かして、第三者的な立場から当社経営に適切な助言をいただくことで、当社経営体制がさらに強化できると判断し、当社社外取締役として選任している。 <独立役員指定理由>

		当該取締役は関西電力株式会社の代表取締役会長を兼務しているが、同社と当社との間に重要な取引は無く、一般株主と利益相反が生じることは無いと認識している。
--	--	---

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人は、四半期に1回、その他必要の都度、監査役に対して、各事業所・グループ会社に対する監査状況についての報告及び情報交換を行っています。
また、監査部は、四半期に1回、その他必要の都度、監査役に対して、各事業所・グループ会社に対する監査状況の報告及び情報交換を行っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
大川 澄人	他の会社の出身者				○				○	
松尾 新吾	他の会社の出身者				○				○	
近藤 龍夫	他の会社の出身者				○	○			○	

※1 会社との関係についての選択項目
a 親会社出身である
b その他の関係会社出身である
c 当該会社の大株主である
d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大川 澄人	○	当該監査役を独立役員に指定している。 当該監査役は元金融機関役員である。	<社外監査役選任理由> 政策金融機関の代表であったことから在任時における豊富な経験と幅広い識見を活かして、当社監査体制がさらに強化できると判断し、社外監査役として選任している。 <独立役員指定理由> 平成19年6月に日本政策投資銀行顧問を退任しており、いわゆる当社が融資を受けている銀行の代表という立場にはないことから、一般株主と利益相反が生じることは無いと認識している。なお、平成23年3月末時点において、当該監査役が過去に在籍した日本政策投資銀行からの借入残高が最も多額となっているが、これは過去に「緊急対応等支援制度」による緊急融資を受けたことによる一時的なものであり、恒常的に突出しているということではない。
松尾 新吾	○	当該監査役を独立役員に指定している。 当該監査役は九州電力(株)の相談役を	<社外監査役選任理由> 公共性の高い事業における経営者としての経験と幅広い識見を活かして、当社監査体制がさらに強化できると判断し、社外監査役に選任している。

		兼務している。また、当社と同社の間には重要な取引はない。	＜独立役員指定理由＞ 松尾監査役は九州電力株式会社の相談役を兼務しているが、同社と当社との間で重要な取引は無く、一般株主と利益相反が生じることは無いと認識している。
近藤 龍夫	○	当該監査役を独立役員に指定している。 当該監査役は北海道電力(株)の取締役相談役を兼務している。また、当社と同社との間には重要な取引はない。	＜社外監査役選任理由＞ 公共性の高い事業における経営者としての経験と幅広い識見を活かして、当社監査体制がさらに強化できると判断し、社外監査役に選任している。 ＜独立役員指定理由＞ 近藤監査役は北海道電力株式会社の取締役相談役を兼務しているが、同社と当社との間で重要な取引は無く、一般株主と利益相反が生じることは無いと認識している。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

取締役報酬については、各取締役の責務に見合った水準を勘案して支給額を決定した固定報酬部分と、経営目標における連結当期純利益を業績の評価指標とし、その達成度に応じて支給額を決定する業績連動部分で構成されている。業績連動部分については、経営目標達成時の基準額を100として、0～200の範囲で支給額を決定する仕組みとしている。

なお、現時点でストックオプション制度は実施していませんが、取締役には定期的に当社株式を購入させる仕組みを整備（在任中は売却禁止）し、社外取締役を除く全取締役がこれに参加しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成23年3月期に期中在任した17 名の取締役に支払った報酬総額は369 百万円、うち社外取締役2名に支払った報酬総額は10百万円となります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 取締役報酬の基本方針
当社取締役の報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針としております。

(1)報酬に対する透明性・公正性・客観性を確保するとともに、その役割と責任に値する報酬水準を設定する。
(2)経営戦略に基づく業績連動報酬の導入により、経営目標達成に対するインセンティブを強化する。
(3)中長期的な企業価値の向上を図り、株主の皆様と利益を共有できる報酬体系を目指す。

上記方針に基づき、当社は平成23年2月より社外取締役、社外有識者が過半数を占める報酬諮問委員会を設立いたしました。当委員会において、外部専門機関に依頼・調査した他社水準を考慮しつつ、当社の報酬体系およびその水準を設定いたしました。平成23年8月より導入した役員報酬制度は、従来の固定報酬（月額報酬）に加え、新たに年次賞与を設定し、業績との連動性を強化したものとなっております。

固定報酬は、各取締役の責務に見合った水準を勘案して支給額を決定しております。業績連動部分（年次賞与）は、経営目標における連結当期純利益を業績の評価指標とし、その達成度に応じて支給額を決定しております。

業績連動部分（年次賞与）は、経営目標達成時の基準額を100として、0～200の範囲で支給されます。

社外取締役の報酬は、固定報酬(月額報酬)のみとしております。
上記基本方針に基づき、中長期の業績と企業価値の向上を目的としたストックオプションの今後の導入を検討してまいります。
なお、退職慰労金制度は、平成16年に廃止しております。

2. 監査役報酬の基本方針

監査役の報酬は、その役割を考慮し、優秀な人材を登用・確保するための固定報酬(月額報酬)で構成しております。
なお、報酬の水準は、外部専門機関に依頼し調査した他社水準を考慮し決定いたしております。
また、退職慰労金制度は、平成16年に廃止しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役へは取締役会事務局である総務部をはじめ議案内容に応じてその管轄部署が適宜当社の状況について説明しています。
社外監査役へは監査役室が同様の対応をしています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

航空産業は、運航や整備を始め、各部門に高い専門性が求められることから、当社では各部門業務に精通した取締役が業務執行を行い、社外取締役が監督を行うガバナンス体制を選択しています。
したがって、社外取締役の役割については、当社社業から独立した立場から経営に対して意見・アドバイス等を頂くことにより、経営のチェック機能を強化することと考えています。
また、法制上の機関とは別に「経営諮問会議」を設置し、各界有識者から当社グループの経営全般に関し、率直かつ自由な意見・アドバイスを頂き、経営に反映させています。

＜業務執行機能＞

ANA グループ運営の基本となる案件は、代表取締役社長が議長を務め、常勤取締役、常勤監査役ほかをメンバーとする「グループ経営戦略会議」で審議し、意思決定を行っています。また、会社法上の取締役に諮る必要のある重要案件については取締役会で最終的な意思決定を行っています。
オペレーション統括本部長を議長とするオペレーション推進会議(月1回開催)において、当社を始めとするグループ運航会社により、ANA グループオペレーションにかかわる構造的な問題に対し、組織・人材育成・制度・規程・権限といったあらゆる側面から、グループ運航会社の各関係部門が横断的解決策を検討・決定しています。

＜監査機能＞

社長直属の監査部(計10名)が、当社及びグループ会社に対する業務監査、会計監査および金融商品取引法における「財務報告に係る内部統制の評価制度」に対応した評価活動を実施しています。監査は年度計画に基づき実施する定例監査と、経営層の意向などに基づき実施する非定例監査があり、定例監査は当社の各部署及びグループ会社に対するリスク分析に基づき公正・客観的な立場から監査を行っています。監査結果は毎月社長へ報告し、監査役にも四半期毎に報告しています。
また、監査役監査は、金融機関出身で常勤の社外監査役を中心に、社内の業務に精通した常勤監査役、独立性の高い社外監査役の体制で行っています。監査役監査を補佐する為に、監査役直属の監査役室を設置し、社長直属の監査部や監査法人と連携を取り、監査体制を強化しています。
なお、当社の会計監査業務は、新日本有限責任監査法人に所属する公認会計士が執行しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

航空産業は、運航や整備をはじめ、各部門に高い専門性が求められることから、当社では各部門業務に精通した取締役が業務執行を行い、監査役は監査法人等と連携して取締役の業務執行に係る監査を行い、さらに社外取締役が代表取締役の経営判断の妥当性までを含め監督を行うガバナンス体制を選択しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	原則として、株主総会の3週間前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避けた開催を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 境向上に向けた取組み	ICJの運営するプラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知の作成を行っています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	全国各地において年数回実施しています。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期毎の決算説明および中期経営計画の説明を行っています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	欧米・アジア等において、年数回の個別訪問実施や、投資家カンファレンスへの参加をしています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・有価証券報告書・四半期報告書・アニュアルレポート・ファクトブックの他、株式情報・財務データ・月次輸送実績などを掲載しています。また、決算説明会の解説付き資料、質疑応答要旨を掲載している他、決算説明会や株主総会の動画を配信しています(一部を除き英語でも提供)。 http://www.ana.co.jp/ir/index.html http://www.ana.co.jp/eng/aboutana/corporate/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	専任の組織としてIR推進室を設置し、経営の透明性及び理解度を高める活動を行っています。	
その他	全株主に向け、四半期毎に最新の経営情報やトピックスを掲載した株主通信を送付しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ANAグループの倫理綱領である「ANAグループ行動基準」を定め、各ステークホルダーとのかかわりの中であるべき行動を明示しています。当基準はANAグループ全役職員に周知され、ホームページ上でも公開しています。 https://www.ana.co.jp/cp/rinen/kodokijyun.pdf
環境保全活動、CSR活動等の実施	「ANAグループ環境理念」を策定し、平成20年には環境省より運輸業界で初めて「エコ・ファースト企業」として認定されました。中長期環境計画「ANA FLY ECO 2020」の実現に向けて、CO2排出量の低減や森づくり等の環境保全活動を継続しています。この他、社会貢献活動として災害復興支援なども実施しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記ANAグループ行動基準において適切で迅速な情報発信を行う旨を定めており、広く社会とのコミュニケーションを行い、ステークホルダーに対して企業情報の適時適切な開示を行うこととしています。開示すべき情報はすみやかにホームページ上で開示する他、重要な事象においてはアニュアルレポートの中で報告し、冊子やホームページ等で公開しています。
その他	ANAグループ経営におけるCSRの推進は、ANA総務部が担い、当該組織において内部統制及び環境・社会貢献に関わる活動を推進しています。また、CSRの最高意思決定機関であるCSR推進会議の下、リスクマネジメント委員会、コンプライアンス委員会、環境マネジメント委員会を設置し、それぞれ担当の取締役が統括に当たっています。取り組みの詳細については、アニュアルレポート

リアルレポートの中で報告し、冊子またはホームページで公開しています
(http://www.ana.co.jp/ir/kessan_info/annual/index.html)。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)「ANAグループ・コンプライアンス規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役で構成される「CSR推進会議」と、その下部組織として各部門業務執行責任者で構成される「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスに関する重要方針や重要事項を審議・立案および推進しています。また、グループ役職員の行動準則となる「ANAグループ行動基準」の制定・全役職員への周知、グループ内の相談・通報窓口である「ヘルプライン」やグループ内部監査を実施する「監査部」の設置など、コンプライアンス組織体制を整えています。
(※ CSR＝Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任)
(2)各事業所・グループ会社におけるCSR活動の推進者として「CSRプロモーションリーダー」を配置して、コンプライアンスに関する役職員への啓蒙活動を実施するとともに、グループ内イントラネット上に専用ホームページを開設する等コンプライアンス意識の浸透を図っています。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役会をはじめとする重要な意思決定又は取締役に対する報告等、その職務に係る情報については、記録媒体方式の如何を問わず、法令及び文書の作成・整理・保管及び廃棄に関する「文書規程」に則り管理を行い、取締役・使用人が検索・閲覧可能な状態で保管しています。
(2)監査役は業務執行に関する重要な文書の回覧を受けるとともに、適時閲覧できることとしています。
(3)文書の保存・管理状況については監査部が内部監査を行い、実効性を確保する体制としています。
- 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
(1)ANAグループにおけるトータルリスクマネジメントに関する基本事項を規定した「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」を制定し、当社社長総括の下、常勤取締役で構成される「CSR推進会議」と、その下部組織として各部門業務執行責任者で構成される「リスクマネジメント委員会」を設置し、トータルリスクマネジメントに関する重要方針や重要事項を審議・立案及び推進をしています。同委員会内には、リスクマネジメント部会や情報セキュリティ部会、安全保障輸出管理部会など専門性のあるリスクに特化した部会を設置し、更に個別リスク発生時には臨時部会を設置し、組織横断的な対応を図っています。
(2)各事業所・グループ会社におけるCSR活動の推進者として「CSRプロモーションリーダー」を配置して、リスク管理活動を推進する体制としています。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)グループ経営理念を制定し、グループとしての存在意義・役割を明確にするとともに、グループ経営ビジョンによって将来のグループとしての到達目標を共有しています。
(2)グループ経営ビジョンの達成に向けて、中期経営戦略、単年度経営計画、各部門計画を策定し、これに基づいて役職員個々人の業績目標を設定する制度を導入しています。これにより達成すべき目標を明確化するとともに、目標の連鎖を図ることとしています。また、それぞれの計画・目標は定期的にレビューを行うことで、より適正且つ効率的な業務執行ができる体制としています。
(3)役割分担・業務執行権限と責任・指揮命令系統などを「業務分掌規程」「職務権限規程」等に規定し、役職員の権限や裁量の範囲を明確化しています。
(4)執行役員制度を採用することにより意思決定の迅速化を図るとともに、業務執行上の重要な案件については、グループ経営戦略会議において、合議制に基づく意思決定を行っています。
- 当該会社並びにその親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)グループ経営理念に基づき、グループとしての存在意義・役割を明確にするとともに、グループ経営ビジョンによって将来のグループとしての到達目標を共有しています。
(2)「グループ・コーポレート・ガバナンス・ルール」を定め、各社の役割を明確化した上で、グループ各社を統括する担当部署を設定するとともに、グループ各社へ適宜役職員を派遣し、適正なグループ経営管理体制を構築しています。
(3)グループ内部監査を実施する「監査部」を設置し、当社及びグループ各社の業務監査・会計監査を実施し、業務の適正の確保及びグループ間の公正な取引を防止する体制を確保しています。
(4)「ANAグループ・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスの教育・啓蒙を推進し、グループ全体のコンプライアンス体制を構築しています。
(5)「ANAグループ・トータルリスクマネジメント規程」に基づく、グループを包含したリスク管理・危機管理体制の構築を通じて、グループ経営の安定性・効率性を高めています。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(1)取締役は、監査役の求めに応じて監査役の職務を補佐する専任の組織として「監査役室」を設置し、必要な人員を配置しています。
- 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(1)監査役室の使用人は監査役の指揮命令に服するものとし、その人事関係について取締役は、監査役と協議して行うこととしています。
- 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び使用人は、監査役に対して取締役会・グループ経営戦略会議等の社内の重要な会議を通じて、コンプライアンス・リスク管理・内部統制に関する事項を含め、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務執行状況等を報告しています。
(2)使用人は、「稟議規程」に基づく社内稟議の回覧を通じて、監査役に対して業務執行に関わる報告を行っています。
(3)監査部並びに外部監査法人は、四半期に1回、監査役に対して、各事業所・グループ会社に対する監査状況についての報告及び情報交換を行っています。
- その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため定期的に会合を開催するとともに、監査役は取締役会・グループ経営戦略会議などの重要な会議に出席し、取締役の職務執行に関して直接意見を述べています。また、取締役は、監査役と監査部が連携を進め、より効率的な監査の実施が可能な体制の構築に協力しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

- ANA グループの社会的責任と企業防衛の観点から、「私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、断固として対決します。これら反社会的勢力および団体の活動を助長するような行為は一切行いません」を基本方針として定めています。
- 具体的には、ANAグループの倫理綱領である「ANAグループ行動基準」において、反社会的勢力・団体を排除する基本方針を明記し、危機管理を役員の役割として認識するとともに、その下部規定である「ANAグループ行動基準解説書」及び「ANAグループ行動基準Q&A」をグループ内イントラネット上に公開し、周知を徹底しています。
- 体制面においては、政府の犯罪対策閣僚会議幹事会申し合わせによって策定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」並びに日本経済団体連合会企業行動憲章で求められている「反社会的勢力との関係遮断」に基づき、社内体制の整備を進めています。グループ全体の対応統括部署を本社部門に設置するとともに、主にフロント業務を行う部署やグループ会社「不当要求防止責任者」を幅広く配置し、担当部署・担当者を孤立させることのないよう、組織的な対応体制を整えています。
- 反社会的勢力に対する情報の収集や管理は、対応統括部署が平時より警察署の組織犯罪対策課担当者や都道府県の暴力団追放運動推進センター、警視庁管内特殊暴力対策連合会等を通して有効な情報交換を行い、そのデータを蓄積するとともに、企業を取り巻く危機の実態や問題点を役員や部門責任者及び不当要求防止責任者にタイムリーかつ迅速に報告し、組織的に情報の共有を行っています。

5. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合は、対応統括部署に直ちに事案が報告されるとともに、外部専門機関とも連携し、グループとしての意思を統一し、組織的に対応しております。対応にあたっては、「ANAグループ反社会的勢力対応規定」並びに「不当要求対応マニュアル」に従った対応体制の下、対応力の強化に努めています。また、当該規定・マニュアルをグループ内イントラネット上に公開し、周知を徹底しています。

6. グループ各社の外部取引に係わる契約書等への「暴力団排除条項」ならびに「債権譲渡禁止特約」の順次導入を図っており、更なる関係遮断を強化しています。

7. 毎年開催されるCSRプロモーションリーダー研修の場で、「不当要求防止責任者」に対して「暴力団排除条例」の周知を図るとともに、直近の反社会的勢力の情勢報告や不当要求事案のケーススタディを行うなど、組織的な対応体制の仕組みを繰り返し啓発することで、グループ内の研修活動の推進に努めています。

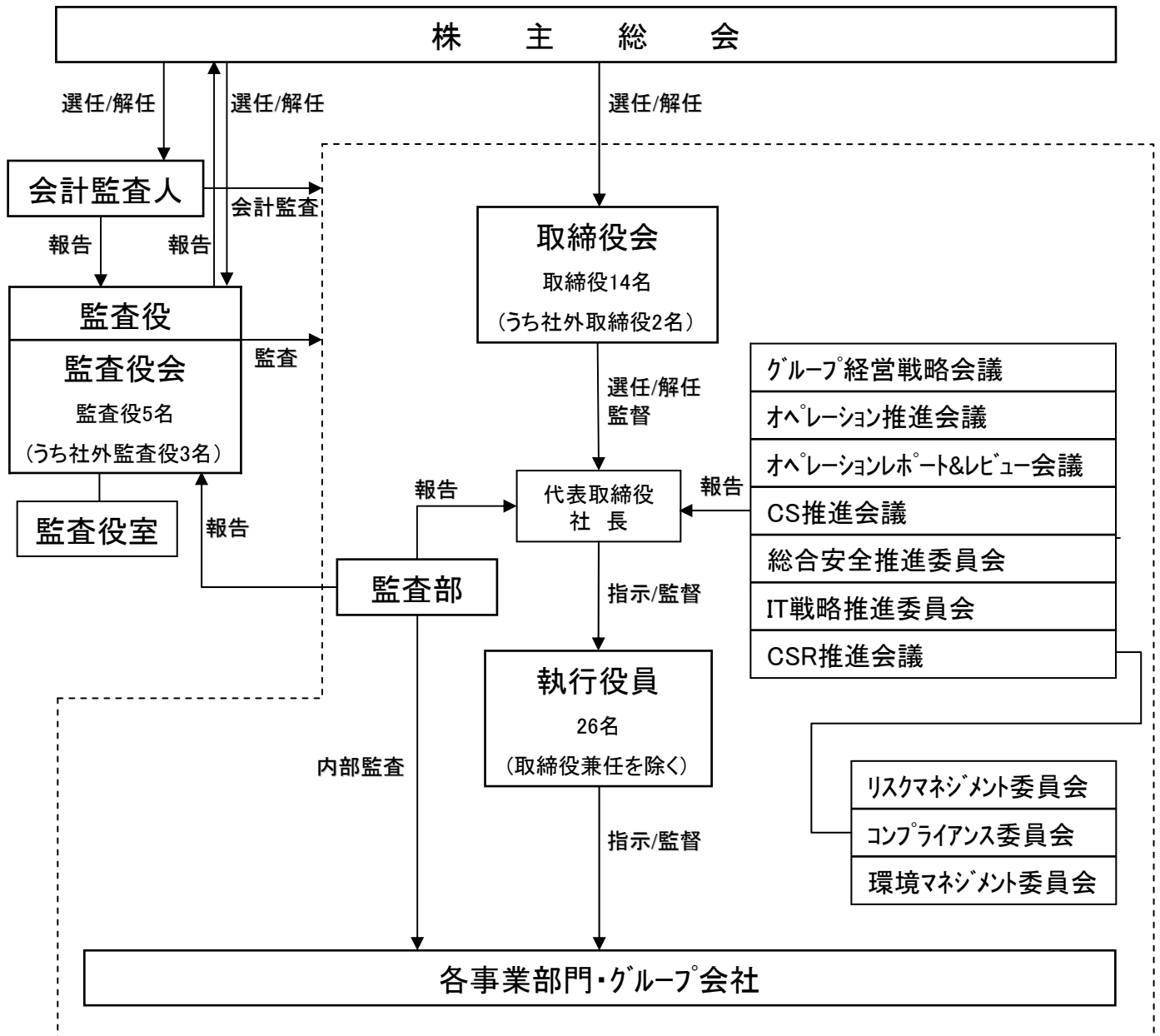
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制 模式図



適時開示に係る体制

